

就学援助制度のお知らせ

1 就学援助制度について

就学援助制度とは、義務教育の円滑な実施を図るため、経済的な理由により東温市立小中学校への就学が困難な児童生徒の保護者に対して、東温市教育委員会が学用品費・給食費等の援助を行う制度です。

2 就学援助制度認定の対象者について

東温市立小中学校に就学している（就学予定の）児童生徒の保護者の方で、以下のいずれかに該当する方が対象となります。

該当の項目	必要書類	備考
1 生活保護の停止または廃止を受けた方	保護決定通知書（写し）	希望される場合は、速やかに学校へお申出ください。
2 市町村民税が非課税の方	市県民税課税台帳記載事項証明書等、課税状況が記載されている書類※	学生及び幼児・乳児を除く全員の証明書が必要です。
3 市町村民税の減免を受けている方	市県民税減免決定通知書（写し）	
4 個人事業税の減免を受けている方	通知書（写し）	
5 固定資産税の減免を受けている方	納税通知書, 税額変更通知書（写し）	
6 国民年金保険料の減免を受けている方	国民年金保険料免除承認通知書（写し）	
7 国民健康保険税の減免又は徴収猶予を受けている方	国民健康保険税納入通知書の表及び賦課明細（写し）	
8 児童扶養手当を受給している方	児童扶養手当証明書（写し） （有効期限が記載された面と市長印が押された面）	
9 生活福祉資金の貸付を受けている方	生活福祉資金貸付決定通知書（写し）	
10 生計を同じくする世帯全員の前年収入が生活保護基準の1.3倍以下である方	市県民税課税台帳記載事項証明書等、課税状況が記載されている書類※	学生及び幼児・乳児を除く全員の証明書が必要です。
11 生活保護を受給している方		給付対象は修学旅行費のみです。
12 その他	市県民税課税台帳記載事項証明書等、課税状況が記載されている書類※	学生及び幼児・乳児を除く全員の証明書が必要です。

※申請手続については、裏面の「4 申請方法について」をご覧ください。

※該当項目 2, 10, 12 について、

- ・令和6年1月1日時点で東温市に住所登録している方：必要書類の提出は不要です。
- ・令和6年1月1日時点で東温市に住所登録していない方：学生及び幼児・乳児を除く全員の個人番号（マイナンバー）カードの写しの提出で必要書類に代えることができます。（マイナンバーカードを作成していない場合は、「個人番号通知カードの写し又はマイナンバーが記載されている住民票の写し」に「身元確認書類の写し」を添えて必要書類に代えることができます。）なお、提出する際は、封筒等に入れて提出してください。
（身元確認書類：1点提示（例：運転免許証等の顔写真つきのもの）/2点提示（例：国民健康保険証、介護保険被保険者証、年金手帳等））

3 就学援助の内容について

参考：令和5年度

援助内容	小学校	中学校	備考
学用品費等	1年 13,230円 2年～ 15,500円	1年 25,040円 2年～ 27,310円	年額です。認定月により月割りとなります。
入学準備金 （新入学児童生徒学用品費）	54,060円	63,000円	新入学の当初認定者（4月認定）に限ります。
修学旅行費	実費 （限度額 22,690円）	実費 （限度額 60,910円）	修学旅行実施前までに認定された方
校外活動費 （宿泊を伴うもの）	実費 （限度額 3,690円）	実費 （限度額 6,210円）	各行事実施前までに認定された方
学校給食費	260円×実施回数	300円×実施回数	
スキー実習費	実費	—	

4 申請方法について

下記の申請書類に必要事項を記入したうえ、必要書類（児童扶養手当証等※表面「**2 就学援助制度認定の対象者について**」の表を参照）を添付し学校に提出してください。

※申請書類については、学校または東温市教育委員会にて配布しています。

※新小中学1年生となるお子さまがいる場合は、お子さまが就学している小学校、または就学予定の小学校へ提出ください。

※小学校と中学校の両方にお子さまが就学している場合は、小学校へのみ提出をお願いします。

申請書類	該当者
就学援助申請書兼世帯票	全員
就学援助申請に係る調書	全員
就学援助制度申請に伴う同意書	保護者と世帯主が異なる場合

5 就学援助制度の申請受付時期について

随時受付していますので、対象者(表面「**2 就学援助制度認定の対象者について**」の表を参照)となつた場合は、すみやかにお手続きください。※認定月は、申請書の受付月となります。

ただし、入学準備金の受取を希望される方については、「**6 就学援助費の支給方法と支給時期について**」の《入学準備金について》に記載している期限までに申請してください。

(認定月によっては、支給金額の減額や、支給できない就学援助費がございますので、ご了承ください。)

6 就学援助費の支給方法と支給時期について

支給方法 … 学校を通じて支給します。(給食費や学用品費等、学校で精算する場合もあります。)

支給時期 … 当初認定者は5月以降、追加認定者は認定月の翌月以降になります。

(学校で精算するものは除きます。)

《入学準備金について》

(1)対象者…新小中学校1年生となる児童

(東温市外の小中学校へ入学する方、生活保護を受給されている方、東温市以外で入学準備金を受給された方は対象外となります。)

(2)支給時期…①令和5年12月22日までに申請した後、認定を受けた方：3月頃に支給

②令和6年4月30日までに申請した後、認定を受けた方：5月頃に支給

※入学準備金を受給した方で、(1)の対象外に該当する場合は、返金していただくことがありますので、速やかに各学校へご連絡ください。

※令和6年4月30日を過ぎた場合は、支給できかねますのでご注意ください。

7 その他

(1) 就学援助制度の詳細については、お子さまの就学している(就学予定の)学校または東温市教育委員会学校教育課までお問い合わせください。

(2) 東温市外の学校へ転校する場合や経済状態が良くなった場合など、就学援助制度を受ける必要がなくなった時は、必ず就学している学校もしくは、東温市教育委員会学校教育課にお申し出ください。

【連絡先】

●東温市教育委員会 学校教育課
TEL：089-964-4420
●東温市立 学校
TEL：089- -